

ネット時代の文化と法

齋藤 洋

1. 事 始

竹内雄一郎先生（高崎経済大学名誉教授）を通して立教大学の全カリ科目「ネット時代の文化と法」担当の話があつてから、鈴木秀一先生（立教大学教授）とお会いし、手探りの授業準備を昨年から始め、今年の前後期を経て漸く一年になる。

そもそも何故私のところにこの話が来たのかというと、ある inter—university の研究会で、若輩であることをいいことに私が勝手気ままな発言をしていたのを竹内先生に見つかり、少し真面目に研究させなければならぬとの理由で、且つ私が情報関連の研究に携わっていたために、未だ充分に開拓されていないインターネット関連分野をあてがわれたと、おぼろげながら記憶している。

私の学生時代（大学院時代）は NEC9801VM2 という PC に「松」又は「一太郎」というソフトを載せて 24 ドットプリンターを使い漸く手書きから解放された時期に当たり、world wide web を用いた internet など一般

の生活空間には存在していなかった。

そのため internet を実生活では便利に使用しつつも、その一方でどうしても所与の環境とは認識できず、人間社会における internet の意味だとか、社会発展史における位置付けだとか、internet は科学か否か、といったような問題意識をもって授業初日を迎えることになってしまった。

以下の記述は、授業を行うに当たつての意図と現実とのズレを含む、後期日程の半分を終えた段階での経過報告である。

2. 2001 年度前期授業計画と評価

科目担当の齋藤に加え、竹田・鈴木両先生にも随時ご協力いただくこととして、我々はまず次のような講義計画を立て、授業を行った。

- (1) 概論：インターネット・情報・文化・社会・法
- (2) 近代国家の成立と情報
- (3) 情報社会の到来と発展
- (4) インターネット時代の特徴
- (5) インターネットと政治・行政

- (6) インターネットと法律問題
- (7) インターネットと経済活動
- (8) インターネットと人権保障
- (9) インターネットと国家利益
- (10) 國際關係の基礎理論
- (11) インターネットの力と國際關係
- (12) インターネット時代のわが國のあり方
- (13) 補論

これをみると、大変に包括的且つ大きな問題を毎回取り上げていることが分かる。これは当該科目関係者の意気込みの表れでもあった。さらに受講生が複眼的な見方を習得できるようにするため、毎回ではないが一回（90分）を一つのテーマで3人が30分づつ担当し、各自がレジュメを配布することも実行した。

しかし後に取った授業アンケートの結果は、一回に3人又は2人が分担して講義すると、受講生にとって別々の講義が90分の中で展開されるため（担当者たちは繋がりを持たせていると考えていたが）、逆に聴講しづらく、pointを絞りにくいなど、相當に不評であった。また、板書の仕方が三者三様で統一されておらず、文字もキタナイ（担当者は丁寧に書いているつもりだが）、もっとinternetに直接関係する具体的な問題を取り上げてほしい（問題が大きすぎたせいか抽象的と受け止められたらしい）、などの意見が多数出てしまった。そのため、急遽一講義一名という形態にすることとし、板書

も必要最低限のkey wordsのみになつた。

さらに、通常internetというと便利で有益な点ばかりが目に付くが、そこには國家的規模のriskも生じていることを理解してもらいたいと思い、risk中心の講義を展開した。その理解の程度は、予想通り所属学部によってばらつきが出た。特に講義担当者が社会科学を専門としていたため、数学科の学生にはあまり評価を受けなかった。受講生には社会科学系のみならず、理系、文系の様々な学生が混ざっていたため、焦点を合わせるべき学生像が見出しづらかったことも、その一因であつたと思う。

しかし、中には非常に斬新的で興味深いといったもの、他の講義では聽けない基礎的な事柄が理解できた、各分野（経済・法律）のpointが分かった、というように評価した受講生も予想以上に多くいたことも事実である。

このような事態を受けて、我々は毎週のように池袋駅周辺にて反省会と対策会議を開くことが常となった。

前期定期試験は、以上の内容を踏まえて「インターネットの発達に伴うriskを一つ取上げ、その解決案を述べよ。」というものであり、出題者としては、例えば「問題継続を即時中断させるためにPCのコンセントを抜く、PCをハンマーで叩き壊す」、といった単純明快な解決案も期待したが、実際は授業で示された程度のこと回答してあったという意味で「優秀」ではあ

るが、少々物足りなさも感じたのである。

その後、後期授業について竹内、鈴木、斎藤の3名が軽井沢で合宿を行い、授業内容を再検討したのである。

3. 2001年度後期授業計画

前期授業の反省を基に後期は次のような授業計画を立てた。

(1) 問題提起

- (1—1) 情報社会
- (1—2) 経済・経営
- (1—3) 政治・社会・文化
- (2) 法と問題解決の道筋
- (2—1) 知的所有権
- (2—2) 電子商取引
- (2—3) 情報犯罪と法
- (2—4) 行政と情報
- (3) 補論

(3—1) WTOとネット時代
(3—2) 国際課税とネット時代
(3—3) その他(サイバー戦争など)

上記の構成は、前期のアンケート結果に多く記されていた、「より具体的・現実的な内容」を意識して構成したものである。internetに関する現実的且つ具体的な問題で、本講義のように文化・法が関わるとなるとcommunicationに関して発生する諸問題(発信の仕方や使用言語などの問題)、いわゆる電子マネー・電子商取引などの商業・経済活動に関わる諸問題、知的所有権やnet犯罪などの諸問題というように、既に他の講義で詳細に取り上げられているものばかりである。

そこで本講義の関係者検討会議では、市井に出回っているinternet関連誌に掲載されている実利的・ad hoc的内容とは異なり、まずinternetに関して経済・経営・政治・文化の分野から現在如何なる問題が生じているかを可能な限り「理論的に」取上げ、次にそこで示された具体的問題の法律による解決の筋道を示すことにした。

特に考慮した点は、本講義の受講生が法学部以外の学生が多くを占めるといった状況から、具体的且つ身近な問題を事例として取上げ、実際に「法律・条文」を読みながらその意味を解説しつつ、事例に対する法律の適用を試み、その結果を示すという方法を採用したことである。

これは法学部以外の学生は、一生のうちで「法律・条文」を実際に見て、読んで、具体的問題に当てはめる、という経験をほとんど得られないであろうという推測に基づき、一度でも当該経験を本講義において積むことが将来への糧になればよいとの思いから試みたものであった。

そこで実際の講義は次のような内容となった。(◎は講義内容の小title又はpoint)

(1) 問題提起

- (1—1) 経済文明システム
 - ◎ 20世紀型から21世紀型へ
 - ◎ “Economy” — “Politics” — “Life World”
 - ◎ ネットワークの外部性
 - ◎ 個人主義と社会

- ◎組織の機能・組織の管理者・個人と組織
- ◎豊かさの私化
- ◎政府と企業
- (1—2) ネット時代の政治
 - ◎グローバリゼーションの一形態としてのinternet
 - ◎国家の役割の変化、市場と国家の関係、国家を超える権威、国家主権と非国家権威との共存
 - ◎電子政府、電子投票の可能性
- (2) internet 再考
 - (2—1) 環境としての現代社会の大枠・土台
 - ◎戦争観念の変遷
 - ◎国家主権観念の変遷
 - ◎科学技術の制度化（体制化）の流れ
 - (2—2) internet の位置付け
 - ◎internet は科学技術か？
 - ◎internet と国家、市場、国民文化
 - (3) internet と法治社会
 - (3—1) 法治社会の意味することころ
 - ◎法とは何か
 - ◎法と社会
 - (3—2) internet と人々との関係
 - ◎行政と企業社会
 - ◎net 犯罪について
 - ◎computer crimes と network crimes
 - (4) internet と法律—具体的事例に基づいて—
 - (4—1) 立花教子さんの卒論を例に
 - ◎事例と方法の説明
 - ◎卒論の意味と問題の発見

- ◎法律（著作権法）と卒論
 - (4—2) 立花教子さんの卒論とinternet
 - ◎事例の説明
 - ◎問題の発見と前回との相違点
 - ◎法律の解釈について
 - ◎internet と卒論
 - (4—3) internet とその他の問題
 - ◎リンクと著作権
 - ◎HP 上の写真の無断掲載
 - ◎新聞記事の転載
 - ◎パブリック・ドメイン・ソフトウェア、フリー・ウェア、シェア・ウェア
- 以上の内容について授業アンケートをとったところ、具体的法律（今回は著作権法）を用いた問題解決の筋道に関しては、回答者中 95 % が「丁寧でよく理解できた」「初めて法律に触れて緊張したが、よく分かった」「法律の使い方が若干だが分かったような気がする」という、概ね肯定的且つ好評なものであった。（残りの 5 % はこの点については無回答であった）。この結果から、当初意図した成果が少なからず達成できたと考えられる。
- この結果は中間アンケートにおける受講生からの要望を可能な限り受け入れて、その後の授業に生かしたことも手伝っているといえよう。例えば OHP の使い方として、原稿の文字が小さいと TV 画面から読み取り難い、原シートを次々に入れ替えるとノートを取る時間がなくなるなどがあり、またマイクの使用についても講義担当者

によって声質や声量が異なるため、マイクを用いたほうがよい者もいれば、地声で講義したほうがよい者もいた。これらも学生の声を聞いて講義担当者が直ちに対処した。さらに受講生からの質問がアンケート内に記された場合には、次回の授業の最初に回答したことと評価された点であろう。加えて前期で力不足であった政治の分野に関しては、浜田泰弘先生（成蹊大学講師）を招き、海外の状況も含めた密度の濃い授業を行っていただいたことも受講生から評価された点である。

後期の定期試験問題は、上記の授業内容から一つに絞ることはせず、下記のように5問出して1問選択という形にした。持ち込みはノートのcopyのみ不可であとは全て可（授業で配布したプリント及びそのcopyも可）とした。

問1. インターネットの登場・発展によって従来の「economy」「politics」「life world」の関係がどのように変化すると考えられるか、論述せよ。

問2. インターネットが従来の国家の役割等に対してどのような影響を与えると考えられるか、論述せよ。

問3. インターネットは制度化（体制化）された科学技術といえるかどうか、論述せよ。

問4. インターネットの発達による社会的リスク（危機・危険）を一つ示し、その自分なりの解決案

を述べよ。

問5. 授業内容を基にして、指導教授が立花さんの卒論を大学ホームページに無断で掲載し、それを他大学の友人が見つけて自宅のPCにダウンロードし、そのうち一部を誰にも見せずに自分だけの楽しみで使い、残りをひとことコメントを添えただけで長々と引用して自分の卒論に使い、大学に提出した。この場合の著作権法上の問題点を指摘し、それに対する法的判断を述べよ。

（本稿は試験前に執筆・提出されたため、試験結果は未定である。）

4. 課題

前後期を通して試行錯誤を繰り返しながら、一定の成果を上げてきたが、どうしても再考しなければならない問題が残されている。それは講義の目的とも密接に関連するのだが、internetを素材として受講生に複眼的な見方を持ってもらうことと、法律を用いた問題解決の筋道を理解してもらうことの間にある架橋の問題である。

前者を中心になると受講生からはより身近な具体的な問題を要求され、後者を中心になると「法学部ではない」との批判が出てくる。しかしどちらも重要であり、「ネット時代の文化と法」という科目名からするとこの両者をスムーズに関連させて、受講生に一貫性を感じさせるように工夫しなければならない。

そのための一つの可能性として、本講義は実利目的の講習会ではなく、あくまで大学の講義であり、ゆえに academic な研究の成果を受講生に解りやすく還元するという大枠が与えられていることである。この academic という点に当該問題を関連付けて解決する糸口があるものと思われる。もちろんここにいう academic とは表面的かつ寄せ集め的な学際研究ではなく、物事のより根本・根幹に達するような見方・方法を用いていなければならぬ。このことはおそらく全研究者が充分に認識していることだと思われるが、実行するには極めて困難であることも明らかである。

前後期を通して「ネット時代の文化と法」を担当した経験から、この問題は「科学技術と社会・経済・法との関係」という視点から再構築できるのではないかと考えている。これも今後の問題であるが、このような新しい問題を講義という形で担当できたことは、担当者にとって多くの刺激と実りを得ることができ、大変に幸福なことだと云わなければならない。この幸福を講義担当者と受講生とで分かち合えるように、そしてできれば社会一般に還元できるように、と望んでいる。

さいとう ひろし
(2001年度全カリ非常勤講師)